

○公益通報者保護法に係る外部の労働者からの通報処理要綱

平成18年 3月30日経総発第826号
改正 平成20年 5月29日20経総発第10274号
平成21年 3月26日20経総発第11781号
平成25年 1月31日24経総発第11707号
平成29年10月12日29総総発第11433号
令和 5年 3月 2日 4 総総発第12635号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の定めるところにより、区の機関（議会を除く。）が、法第3条第2号に規定する公益通報を適切に処理するための必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 部局 大田区組織条例（昭和49年条例第2号）第1条に規定する部、会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局をいう。
- (2) 外部公益通報 法第2条第1項に規定する公益通報中、法第3条第2号に定める要件に基づき、通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をす
る権限を有する行政機関としての区の機関に対してする通報をいう。
- (3) 通報対象事実 法第2条第3項に定める事実をいう。

(外部公益通報事務の統括等)

第3条 総務部長は外部公益通報に関する事務を統括する。

2 外部公益通報に関する相談窓口を総務部総務課に置く。

(外部公益通報の受付)

第4条 部局の長（会計管理室にあつては会計管理者、教育委員会事務局にあつては教育総務部長とする。以下同じ。）は、通報が第2条第2号に規定する外部公益通報に該当する場合は、これを受理し、その旨を通報者に通知する。

2 通報内容が通報を受けた部局の所掌事務でない場合は、次により処理する。

- (1) 通報内容が区の他部局の所掌するものについては、当該部局の長に速やかに通知するとともに、その旨を通報者に通知する。
- (2) 通報内容が国の行政機関又は他の地方公共団体の所掌するものについては、当該行政機関等を通報者に対し遅滞なく教示する。

3 部局の長は、通報が第2条第2号に規定する外部公益通報に該当しない場合は、理由を付してその旨を通報者に通知する。

(外部通報の処理)

第5条 部局の長は、前条第1項に基づき外部公益通報を受理した場合は、その内容を総務部長を経て区長その他関係する行政委員会に報告するとともに、必要な調査を行わなければならない。

2 部局の長は、調査結果を、総務部長を経て区長その他関係する行政委員会に報告するとともに、通報者に通知する。

3 区長その他関係する行政委員会は、前項の報告を受け、当該外部公益通報に係る通報対象事実があると認めるときは、法令、条例及び規則に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。この場合において、部局の長は、その概要を通報者に通知するものとする。

(公表)

第6条 区長は外部公益通報の件数及びそれらの主な内容について、毎年度公表する。

(通報者等の保護)

第7条 区長その他関係する行政委員会は、通報者が不利益を受けることのないよう、通報者の個人情報保護を徹底するものとする。この場合において、被通報者その他関係者の権利が不当に侵害されることがないように配慮しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年10月12日29総総発第11433号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月2日4総総発第12635号)

この要綱は、令和5年3月2日から施行する。